

【51】国立大学等の施設整備の推進(拡充)

平成20年度概算要求額: 140,170百万円

(平成19年度予算額: 90,821百万円)

事業開始年度: 平成18年度

事業達成年度: 平成22年度

主管課

大臣官房文教施設企画部計画課 (課長: 岩立 忠夫)

関係課

高等教育局国立大学法人支援課 (課長: 永山 賀久)、同専門教育課 (課長: 藤原 章夫)、
同医学教育課 (課長: 三浦 公嗣)、
研究振興局学術機関課 (課長: 森 晃憲)

事業の概要

世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点となる国立大学等の施設整備を推進し、教育研究基盤の強化を図る。

必要性

(事業の背景等)

国立大学等の施設は、世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとっては不可欠な基盤である。

国立大学等の施設については、これまで計画的・重点的な整備が行われ、教育研究環境が充実し、教育研究の進展や先端技術を取得した研究者の養成、新技術の開発などにおいて一定の効果が現れてきた。しかしながら、国立大学等 施設の現状は、老朽化した施設が増加し、次世代をリードする研究者など優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発の場の確保が困難になりつつある。

このような状況を踏まえ、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画(H18-22年度)において、大学等の施設整備については、「世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。」とその重要性が指摘されている。また、国立大学等の施設整備については、「国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。」とされている。

これを受け、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(H18-22年度)(H18.4.18 文部科学省)(以下、「第2次5か年計画」という。)を策定し、重点的・計画的な整備を図ることとした。

本計画に基づき、老朽施設の再生を最重要課題とし、併せて、新たな教育研究ニーズによる施設の狭隘化の解消を図り、人材養成機能を重視した基盤的施設や卓越した研究拠点の再生を図る必要がある。さらに、大学附属病院については、先端医療の先駆的な役割等を果たすことができるよう、計画的に整備を図る必要がある。

なお、国立大学等の施設は、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図るための必要な基盤であり、その整備に当たっては、国の予算において所要の財源措置を行い、毎年度の予算編成の中で確実に手当てする必要がある。

(本事業に関係する審議会からの提言等)

- ・「第3期科学技術基本計画」(H18.3.28 閣議決定)
- ・長期戦略指針「イノベーション25」(H19.6.1 閣議決定)
- ・「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針 科学技術によるイノベーション創出の推進に向けて」(H19.6.15 総合科学技術会議)

効率性

(事業アウトプット)

平成20年度の事業を実施することにより、第2次5か年計画の整備対象である教育研究基盤施設の老朽再生整備は約46万㎡、狭隘解消整備は約3万㎡、大学附属病院の再生整備は約12万㎡が見込まれる。

(事業アウトカム)

本事業を計画的・重点的に着実に実施することで、国立大学等の教育研究基盤が強化され、世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発の推進に資することが期待できる。

(その他)

事業の実施に当たっては、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「同新行動計画」に基づき、積極的にコスト縮減を図り、必要最低限の経費で多くの事業を実施するなど、予算の効率的な執行に努めている。

また、老朽化した施設の改善については、施設の機能性・構造安全性・耐久性などに鑑み、既存施設の活用が可能なものについては、改築ではなく、改修による整備を推進し、事業コストを抑制している。

さらに、国立大学等によるスペースの弾力的・流動的な活用などの施設マネジメントや、寄付・自己収入による整備をはじめとする自助努力による新たな整備手法などのシステム改革も積極的に活用しながら施設整備を図っている。

有効性

(施策目標)

施策目標3 - 2 大学などにおける教育研究基盤の整備

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

本事業の実施により、施策目標3 - 2の達成目標の1つである「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設を重点的・計画的に整備する。(18年度・22年度)」が着実に進捗する。

併せて、本事業の実施は、その他2つの達成目標である「全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。(18年度・22年度)」、「寄付・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。(18年度・22年度)」の進捗にも資する。

その結果、国立大学等における教育研究の基盤である施設の整備が進み、施策目標3 - 2「大学などにおける教育研究基盤の整備」の実現が図られる。

(事業開始時に想定した効果)

第2次5か年計画に基づき、平成18年度から22年度までの5か年間に、特に緊急性の高い約540万㎡の施設整備を重点的・計画的に実施する。

教育研究基盤施設の再生

- ・ 老朽再生整備 (約400万㎡)
- ・ 狭隘解消整備 (約80万㎡)
- ・ 大学附属病院の再生 (約60万㎡) 計 約540万㎡

(平成19年度までに得られた効果)

平成18年度の事業開始年度から19年度当初予算までに、本事業等の実施により、教育研究基盤施設の老朽再生整備は約125万㎡(達成率31%)、狭隘解消整備は約16万㎡(達成率20%)、大学附属病院の再生整備は22万㎡(達成率36%)の整備が見込まれている。

(平成20年度までに得られる効果)

平成18年度の事業開始年度から20年度の事業の実施を含めると、教育研究基盤施設の老朽再生整備は約171万㎡(達成率43%)、狭隘解消整備は約19万㎡(達成率24%)、大学附属病院の再生整備は33万㎡(達成率56%)が見込まれる。

公平性、優先性

事業の選定にあたっては、必要性・緊急性をはじめ、教育研究の活性化状況やシステム改革の取組状況などについて、有識者(国立大学法人等施設整備に関する検討会)の評価に基づき、客観的で公平性のある資源配分を行っている。

18年度実績評価結果との関係

3 - 2 - 1「評価結果の政策への反映方針」で、予算への考え方として「『老朽再生整備』を最重要課題とし、国立大学等施設の整備を推進する。」と記載されている。

広報計画

特になし

備考

科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員による平成19年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けにおいては「本事業は極めて重要なものとして計画的・積極的に実施する必要がある」との見解を得ている。

優れた人材の育成とその活躍を支える教育研究基盤の強化

- '第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画'の推進 -

国立大学等施設の現状と課題

- 第2期科学技術基本計画(平成13~17年度)を受け策定した『国立大学等施設緊急整備5か年計画』の実施により、優先的に取り組んできた狭隘解消は計画通り整備されたが、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による需要とあいまって、老朽施設は増加

機能上劣化した
老朽施設

耐震性に問題の
ある建物

保有面積全体の1 / 3

- 平成13年度以降に新たに設置された大学院への対応など、新たな教育研究ニーズも発生

第3期科学技術基本計画(抄)

(平成18年3月28日 閣議決定)

(大学の施設・設備の整備促進は)
公共的施設の中でも高い優先順位
により実施される必要がある。

国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち**計画的な整備に向けて特段の予算措置**を講じる。

基本方針

- 老朽施設の再生を最重要課題**とした上で、併せて、新たな教育研究 ニーズによる施設の狭隘化の解消を図り、**人材養成機能を重視した基盤的施設及び卓越した研究拠点(教育研究基盤施設)の再生**を図る。
- 大学附属病院については、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう、引き続き計画的な整備を図る。

整備目標

整備需要:約1,000万²

緊急に整備すべき対象に重点化

整備目標:約540万²

・教育研究基盤施設の再生	老朽再生	約680万 ²	約400万 ²
	狭隘解消	約280万 ²	約80万 ²
・大学附属病院の再生		約80万 ²	約60万 ²

今後5か年の所要経費 約1兆2,000億円

実施方針

- 文部科学省による支援を基本としつつ、以下の取組みを一層推進する。
 - 施設マネジメント: 全学的視点に立った施設運営・維持管理、スペースの弾力的・流動的な活用等
 - 新たな整備手法: 寄附・自己収入による整備、産業界・地方公共団体との連携協力等